

## 議第22号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「2号給」を「0号給」に改める。

第7条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の扶養親族とは、」を「扶養手当は、扶養親族（」に改め、「いう」の右に「。以下同じ。）のある職員に対して支給する」を加え、同項を同条とする。

第8条第1項を次のように改める。

扶養手当の月額は、扶養親族たる子については1人につき10,000円（職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円）とする。

別表第1の1備考2中「182,700円」を「183,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（昇給の基準に関する暫定措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成33年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の京都市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第3項の規定の適用については、同項中

「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

(扶養手当に関する暫定措置)

- 3 施行日から平成33年3月31日までの間における改正後の条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「子については1人につき10,000円（職員に配偶者がいない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については8,100円）」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	配偶者については12,100円とし、扶養親族たる子については1人につき7,600円（職員に配偶者がいない場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については10,800円）
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	配偶者については10,300円とし、扶養親族たる子については1人につき8,400円（職員に配偶者がいない場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については9,900円）
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	配偶者については8,400円とし、扶養親族たる子については1人につき9,200円（職員に配偶者がいない場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については9,000円）

提案理由

職員の給与を改定する必要があるので提案する。